

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 4 月 24 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 8 年 4 月 28 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
一宮市	2 者	富田宮東 1754 番 1 ほか 3 筆
瀬戸市	3 者	駒前町 582 番ほか 7 筆
春日井市	2 者	神屋町字上郷 20 番ほか 12 筆
犬山市	6 者	橋爪東一丁目 87 番 2 ほか 20 筆
江南市	3 者	般若町中山 78 番ほか 10 筆
小牧市	8 者	小木西三丁目 10 番ほか 60 筆
稲沢市	11 者	一色長畑町 172 番ほか 44 筆
豊明市	5 者	前後町螺貝 1424 番ほか 12 筆
愛知郡東郷町	7 者	大字諸輪字富士見台 122 番ほか 11 筆
丹羽郡大口町	6 者	下小口七丁目 95 番ほか 34 筆
丹羽郡扶桑町	5 者	大字高雄字堂子 72 番ほか 27 筆